

【滋賀県立陶芸の森】  
の指定管理者募集前におけるサウンディング調査実施結果

1 参加事業者数 2 者

2 サウンディング調査結果の概要

サウンディング調査において、参加事業者からいただいたご意見等の概要は以下のとおりです。

【県からの質問】
指定管理業務が多岐にわたる、あるいは詳細であることは参入の妨げとなるか
・業務内容について指定管理者に裁量がある方が参入意欲は沸く。
指定管理者募集要項の記載内容等について
・年度ごとの事業計画やこれまでに施設が受けてきた評価等が記載されていると申請の参考となる。 ・過去の指定管理者募集時の募集要項も閲覧できると良い。 ・県外事業者にとって、応募内容の審査時に県内所在事業者を優遇する旨の規定は、参入を控える要因となる。 ・指定管理期間中に工事の予定があれば、工事の期間、規模、施設休館の必要性の有無、休館中の収入はなくなる分の補填の有無等の対応について記載があると参入しやすい。 ・指定管理期間中に予期せぬ物価高騰等が発生した際には指定管理料の見直しを行う旨の記載があると参入しやすい。
指定管理期間について
・施設の魅力化や地域との連携などの目的などを考えると「内部人材」への投資のためには、従来の5年という指定では短いと考える。一定の効果を発現するためには、必要に応じて指定管理期間の検討が必要ではないか。 ・原則5年という指定管理期間は短いと感じる。施設に応じて、もう少し長い期間の指定があつてもよいのではないか。（10年間など） ・期間が長い方が、指定管理者の本領を発揮できる。 ・期間が長い方が、経験が蓄積され、それを業務に活かしていくことができる。
複数の法人等が協働して申請を行うグループ申請について
・事業の分担を行うことで運営はしやすくなるかもしれないが、事業者間の財源の融通等の柔軟な対応ができなくなる恐れがあると考える。 ・グループ申請は施設運営をしていく中で何か問題が起きた際の責任の所在が不明瞭となる恐れがある。

## 施設管理を行う上で県に希望することは

- ・指定管理期間中に予期しない物価高騰等が起きた際は運営費の補填等を検討してほしい。
- ・毎年度「実施協定書」のようなものを締結し、最新の労務単価を採用するほか、施設の修繕等に要する経費などを適切に積算したうえで、指定管理料に反映するなど、現行の「スライド制度」で補えない部分を補足できる制度について検討願えないか。
- ・施設利用料金等の設定については、指定管理者の意向を踏まえ、裁量を認めるような運用をしてほしい。
- ・リスク分担に記載されている修繕料にかかる100万円のラインについて、引き下げを検討してほしい。

## キャッシュレス決済の導入について

- ・すべての施設でキャッシュレス決済の仕組みを導入する必要はないと考える。
- ・施設利用者の求めに応じて、導入も検討する。

## 【事業者からの質問】

### 公募による新規事業者算入希望について

- ・新たな事業者の力を発揮することが施設の魅力化につながるのであれば、募集要項等を工夫し、新たな事業者に任せることも必要だと考えている。